

監査公告第4号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した山中温泉支所に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年9月5日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

山中温泉支所 定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年6月10日から令和元年7月9日まで

第2 監査の対象

山中温泉支所（振興課）

平成30年度（令和元年5月末現在）の財務に関する事務の執行状況並びに施設の管理状況

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

山中温泉支所 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀山中温泉財産区の温泉加入金について
2. 菊の湯事業について
3. 予算執行状況の詳細資料について
4. 菊の湯利用料金の見直し（シミュレーション）について
5. 山中温泉ゆけむり健康村改修調査について
6. 山中温泉文化会館の耐震改修計画の推進について
7. 芭蕉に関する文化活動について
8. 生涯活躍のまち構想の進捗について